清代の侍衛について

――君主獨裁權研究の一齣――

佐伯富

目次

一 はしがき
二 侍衛の職務
三 侍衛と監察
四 侍衛の選出と條件
五 侍衛の地位
六 侍衛の崩壞

一 はしがき

中國では宋代以後、獨裁君主政治機構が出現し、以後この機構は時代を經過するに伴って完備し、清代まで繼續する。獨裁政治機構の特色は、あらゆる權力が獨裁君主一人に集中し、官僚や軍人に對しては、できるだけ權限を細分して與え、彼等の權力が增大して君主に對抗することができぬよう、巧妙に仕組まれている所にある。しかも、獨裁君主はこれをもって安心せず、たえず彼等の行動や言辭を、親信する臣僚をもって探偵させる所の特殊な監察の機關を設置していた。宋代には監察機關として御史臺があるが、これは表面上のもので、むしろ實際上の間諜機關としては、武德司・皇城

司があり、明代には西廠・東廠・錦衣衛などがあった[1]ことは周知の通りである。これらの機關によって、官僚や軍人を絶えず監察し、彼等が職務を充分に果しているか、汚職や不法の行爲はなきか、あるいは黨派を結成して君主に反抗しようとする謀叛の兆はなきかと、つねに君主は官僚や軍人に氣を配っていたのである。

監察の機關は、中國では古くから存在し、中國における官制の一つの大きな特色をなしているが、宋代以後、監察機關の發達には、とくにいちじるしいものがあったことは、前述の通りである。清朝でも、前代の制をうけ、都察院などのごとく、官制上の監察機關が存在したが、宋明などのごとく、特別な間諜機關はない。これは清朝官制の一つの特色である。それは、一つには、清朝では宦官などを使わないでも、素朴な滿洲人を使用することができたからである。滿洲人により漢人官僚を譏察して監督することができたのである。二つには、雍正帝がいわゆる奏摺政治を始め、知府以上の官には、天子にたえず奏摺（天子への親展狀）を上らせ、官僚や軍人を相互に監察させあったことが、宋明のごとき特別な間諜機間を設置する必要を認めさせなかったらしい。然らば、天子はただ奏摺だけによって、官僚や軍人を監察していたかというに、決してそうではない。宋明のごとく、天子直屬の間諜機關こそは設置しなかったが、時に應じて天子の最も信賴する者を密偵として遣わし、官僚や軍人、その他あらゆる事象や事件について情報を入手し、官僚や軍人に對して、天子のにらみをきかせていた。その任に當っていたのが、ここにとりあげた侍衞である。そこで本稿では、侍衞の出自や職務、社會的地位、性格などについて分析を加え、これが清朝の獨裁權とどういう關係をもっていたかを、具體的に考察しようと思うのである。

二　侍衞の職務

大清（光緒）會典事例卷五四三、侍衞處に

國初八旗將士を以て海內を平定す。鑲黃・正黃・正白の三旗は、皆天子の自ら將いる所なり。爰に其の子弟を掄（えら）び、

命じて侍衛と曰う。用て隨侍宿直に備う。統ぶるに勳戚の大臣を以てす。而して宗室の秀、外藩の侍子も亦環列に選預するを得たり。凡て殿廷に輪直す。領侍衛内大臣等を以て之を總統す。其侍衛等、更番輪直すること凡て六班なり。班ごとに兩翼に分ち、乾清門・内右門・神武門・寧清門に宿衛するを内班となし、太和門に宿衛するを外班とな す。行幸・駐蹕・宿衛は宮禁の制の如し。

とあり、侍衛の職務は、宮中の殿廷に宿直してこれを護衛し、天子が行幸する際には、これに扈從して、天子を護衛するにあった。ところが、清稗類鈔卷二七、領侍衛内大臣の條には、侍衛の種類について

日に禁廷の左右に侍し、趨走に供する者を御前侍衛と曰い、稍〻次なる者を乾清門侍衛と曰い、宮門に値宿する者を、統べて三旗侍衛と曰う。

と見えている。宮門・殿廷を宿衛する侍衛の外に、もっとも天子に親近し、その使令に供する御前侍衛のあったことを指摘している。天子の獨裁權助長に、もっとも關係のあるのは、この御前侍衛なるものである。そこで、いま主として、この侍衛が、いかなる職務を命ぜられていたかを中心に、獨裁權との關係を考えて見よう。

清稗類鈔卷五〇、七額駙兩手抱成德に

嘉慶の時、成德、刺を行い、仁宗の圓明園に駕幸する時を伺い、猝かに一袖箭を發す。一侍衛、箭の來るを見るも禦ぐに及ばず。輒ち身を以て御座を覆う。箭、胸を洞して死す。七額駙旁にあり、急に兩手をもって成德を抱く。衆侍衛、羣趨して之を持す。乃ち擒に就く。

とあり、また同書卷四七、洛翰削指衛上に

太祖創業の初、洛翰なる者あり。本と劉姓、傭をもって遼に至る。初め建州に給事し、頗る勤儉なり。勇力あり、拔んでて侍衛となす。覺羅某叛く。夜、刄を懷ろにし、太祖の寢帳に入る。洛、覺りて手をもって之を格す。四指皆落つ。卒に上を衛りて出ず。後なおよく鋭を執りて敵を禦ぐ。太祖之を嘉す。倚ること左右の手の如し。

とあり、また同書巻一一、高宗南巡禁衛之嚴に

御舟平望を過ぐ。兩岸市廛、櫛比鱗次す。たまたま一女子將に炊がんとす。樓頭において石を鑽して火を取る。火光熠燿(いうしやく)として定まらず。御前侍衛、之を見ておもえらく、逆謀を潛蓄し、將に危きこと、鹵簿に及ばんとすと。遽かに舟中より一箭を發す。女、遂に弦に應じて死す。

とある侍衛は、天子の側近に侍る者であるから、みな御前侍衛であろうと思われる。つまり、御前侍衛のもっとも重要な職務の一つは、天子に側近してその身を護衛することであった。

また侍衛は常に天子に側近している關係上、天子から重要な職務を命ぜられることが、しばしばあった。清聖祖實錄卷二二八、康熙四十六年二月癸卯の條に

一等侍衛馬武等に命じ、河道總督張鵬翮に傳諭せしめて曰く、河工効力人員內、稍ゝ觀るべき者あらば、猶お河上に容溜せしむべし。云云。

とあり、同書卷二三四、康熙四十七年九月庚辰の條には

近御侍衛吳什等に命じ、諸大臣・侍衛及び官兵人等に傳諭せしむ。

とあり、また高宗實錄卷三三二、乾隆十三年十二月甲子の條にも

諭す。前に侍衛鄂實に命じ、旨を齎して尙書舒赫德に交し、訥親を將て軍前に帶往せしめ、經略大學士傅恒を會同して審明し、軍門において法を正さしむ。云云。

とあるように、天子は侍衛に上諭を臣僚に傳えしめている。因みに鄂實は雍正帝の三羽烏の一人といわれた鄂爾泰の子である。以上は數例を示したのにすぎぬが、侍衛が上諭を傳達した例は無數に見られるところである。また清稗類鈔卷一一、聖祖六巡江浙の條に

第二次南巡は己巳二月初三日たり。……蘇州の士民劉廷棟・松江士民張三才等、地に伏して疏を進め、蘇松の浮糧を

減ぜんことを請う。侍衛に命じ、收進せしめ、九卿科道に諭して會議せしむ。

と見え、聖祖が南巡した際、蘇松の士民が上奏文を上り、浮糧の輕減を請うた時、侍衛をしてその疏を收納させている。なお大清會典（光緒）卷八二、侍衛處の條にも

協理事務侍衛班領十有二人。……章奏文移を掌る。

とあり、侍衛が章奏を掌ったことを傳えている。章奏を掌るということは、よほど天子の信頼がなければできぬことである。これら侍衛が上諭を傳達し、章奏を收納するを掌ったという事實は、天子と侍衛との關係を考える上において、重要な意味をもっている。

なお侍衛は天子に親近している關係上、天子の使者として派遣されることが、しばしばあった。高宗實錄卷七九三、乾隆三十二年八月辛巳の條に

上、侍衛索諾木策凌を遣わし、避暑山莊の皇太后行宮に赴き、安きを問わしむ。

とあり、乾隆帝は、侍衛を皇太后の行宮に遣わし、機嫌を伺わしめている。また聖祖實錄卷二一五、康熙四十三年三月己巳の條に

乾清門侍衛武格に命じ、海を渡りて普陀山に往き進香せしむ。回る時、便に乘じて往いて天台山を看しむ。

とあり、康熙帝は、侍衛武格を普陀山[8]に遣わし進香させている。このように、侍衛が天子の私生活にも關係していたことは、侍衛が天子の腹心としての性格をもっていたことを示している。

その結果、侍衛はしばしば重要な任務につけられる。高宗實錄卷一三九〇、乾隆五十六年十一月壬午の條に

諭す。崇文門正監督の事務は、著して奎林を派して管理せしめたり。奎林は現に成都將軍を授け、西藏に派往して軍務を辦理せしむ。あらゆる崇文門の事務は、伊が姪、御前侍衛惠倫に著して代辦せしめよ。

とあり、北京崇文門監督の事務を、奎林が成都將軍に任ぜられた後、その姪、御前侍衛惠倫にその代辦を命じている。崇

文門の關稅は帝室の財政に重要な役割をもっていたからであろう。また高宗實錄卷一〇六八、乾隆四十三年十月戊午の條に

軍機大臣等に諭す。伊勒圖の奏に據るに稱すらく、「哈喇沙爾にては回商雜處し、竊盜鬬毆事件あり。請うらくは、辦事大臣をして管理せしめん。土爾扈特の游牧は、人衆く事繁し。請うらくは、侍衛を派して管理せしめん。」……應に奏する所の如くすべしと。

とあり、土爾扈特の游牧を、侍衛をして管理させている。土爾扈特は乾隆三十六年に來歸したが、清朝では新疆の經營を始め、もっともこれに注意を拂っていたからであろう。

以上、侍衛は天子に近侍しているところから、天子の私的な乃至は樞要な公的な使令に供せられ、あるいはとくに緊要な職務を命ぜられていたことについて述べた。しかし、清朝の天子が侍衛にもっとも期待したところは、間諜としての役割を果たすことであった。

三　侍衛と監察

さきに述べたように、清朝では臣僚に奏摺を上らせ、民政、軍事、臣僚の人物、物價、天候、その他あらゆる事象について、逐一天子に報告させた。しかし、清朝の天子は、それらをそのままには信用しなかったらしい。そこで、清朝の天子は、あらゆる方面に侍衛を派遣し、あるいは、ひそかに潛入させて情報を入手させようとした。天子は臣僚の報告よりも、むしろ侍衛の報告を信用したらしい。侍衛の報告に基づいて、政策の變更を行うこともあった。高宗實錄卷六六四、乾隆二十七年五月己亥の條に

軍機大臣等に諭す。前に京師の豆價昂貴するにより、是を以て旨を降し、奉天各屬に於いて五萬石を購買し、海運により搭解して京に來り應用せしめんとす。今、侍衛瑚什の奏に據るに奏すらく、奉天一帶、亦た雨水稍ゝ多きにより

道路泥濘し、現在田禾の間、被淹の處あり等の語あり。

とあり、京師の豆價が騰貴したので、奉天各屬から五萬石を購買させようとした。ところが、侍衛瑚什が、奉天では降雨が多く、道路泥濘し、運搬に不便であると奏した。恐らく天子は、奉天では豆類の生産が多く、豆價が賤しいという臣僚の報告に基づいて、購買させようとしたのであるが、それと同時に、果して購買が可能なりや否やを調査するために、侍衛を派遣したか、あるいは何かの序に、侍衛に調査を命じたものであろう。この侍衛の報告に基づき、天子はさらに、軍機大臣に購買の方法を考慮せよと命じている。

清代には蒙古民族・回族が、しばしば反亂を起こしている。そこで彼等の内部の情勢を探知することが急務であったらしく、そのために、侍衛がしばしば派遣されている。高宗實錄卷五九七、乾隆二十四年九月辛未の條に

兆惠の奏に稱すらく、差往探信の侍衛等、回り奏すらく、逆賊布拉呢敦・霍集占、俱に巴達克山の人に拏獲せらる等の語ありと。看來するに二賊擒えらるるの情事、實に屬す。

とあり、また同書卷四九〇、乾隆二十年六月丁未の條に

諭して曰く、侍衛集福、京に回りて奏稱すらく、薩喇勒、伊が子の信息を聞知するも、惟だ達瓦齊を追擒するを以て事となし、並びに未だ人を遣わして往尋せしめず等の語あり。薩喇勒、出力奮勉し、私事を以て公を廢せず。實に能く、明らかに大義を曉る。朕心に深く嘉予をなす。

と見えているのがそれである。また同書卷四八六、乾隆二十年二月乙丑の條に

現在、侍衛・拜唐阿甚だ多し。若し四・五臺の間に於いて、侍衛・拜唐阿をもって、一員を安設し、往來馳遞を約束稽査せしむれば、甚だ有益となす。薩喇勒等、卽ち旨に遵いて辦理せよ。

とあり、四・五臺の間に侍衛・拜唐阿[3]を設置して馳遞を稽査させようとするのも、蒙古族の反亂と關係するものである。また來降した噶爾丹の使者が歸る時、侍衛を遣わしているのは、彼等を監視して内地の祕密が漏洩することを防止しよう

としたのである。

かように、清朝の天子は外民族の事情を探偵するに、侍衛を用いたが、自國の軍隊や官僚を譏察するにも侍衛を利用した。その譏察は更にきびしいものであった。彼等は獨裁君主の基盤をなす存在であったからである。高宗實錄卷三二九、乾隆十三年十一月戊辰の條に

侍衛、京兵を監す。

とあり、同書、同年同月癸酉の條にも

侍衛、官兵を約束す。

と見えているが、さらに同書卷九一六、乾隆三十七年八月丁未の條には

諭す。厄魯特內、年力強壯にして曾て出兵を經たる者、著して三十名を揀選して御前侍衛德爾森保・普爾普に派し、十五名を帶領して西路軍營に往かしめ、乾清門侍衛三保・玉魯斯は十五名を帶領して、南路軍營に往かしめよ。

とあり、侍衛を各軍營に派遣しているが、いずれも軍隊を監察するためであることは、いうまでもなかろう。

官僚の不正審査のためにも、侍衛が派遣された。高宗實錄卷六四、乾隆三年三月甲寅の條に

諭す。朕、聞き得たるに、廣東鹽運使陳鴻熙、粵にあること十有餘年、鹽務を管理してより以來、巧取して私を營み、利、搜さざるはなし。商人納餉の時に當るごとに、鴻熙並びに額に照らして銀を收めず、卽ち鹽引を給發するを行い、名づけて挂餉と曰う。鹽觔を消售し、稅價を完うすべきの時に當るに及んで、また數に照らして交收せず、空文存案すと虛報す。名づけて挂價と曰う。總べて各商をして、應に納むべきの餉稅銀兩をもって、外にありて營運せしむ。獲利の後に迨んで、正數をもって原款を歸還し、餘利は婪收して己に入る。竟に朝廷の正項の錢糧を以て運使放債の資本となす。積年獲る所、貲られず。且つ動もすれば各商に向って攤派し、一を用て十を指し、端を藉りて利を網し、以て私橐に充つ。……朕訪聞するに此の如し。陳鴻熙・王元樞は俱に著して革職せしめよ。兵部侍郎吳應

棻・侍衛安寧を差し、馳驛して廣東に前往せしめ、貪劣の各款をもって、嚴審定擬具奏せよ。

と見える。廣東鹽運使陳鴻熙らの汚職事件を審査するために、欽差吳應棻とともに、侍衛安寧を派遣している。欽差大臣のほかに、侍衛を派遣したのは、欽差大臣をさらに監督するためであろう。また同書卷三六四、乾隆十五年五月辛亥の條に

諭す。科場は才を掄ぶの大典たり。向きに士子、懷挾弊を作し、僥倖を希圖するにより、朕、乾隆九年に於いて、特に大臣侍衛等の官を派し、嚴に搜檢を行わしめたり。

とあり、科場の不正を嚴査するために、大臣とともに侍衛を派遣している。

かようにに政治上の不正事件を摘撥し、これを審査するために、侍衛が派遣されていることは、注意すべきことである。官僚はとかく黨派を作りがちで、賄賂によって不正事件をにぎりつぶしたり、審査に手加減を加えるやも量りがたい。そこで、監査を行なう官僚の目付役として、更に天子の親信する侍衛を遣わして、彼等を監視させたのである。

獨裁君主の權力を支える基盤は、先に述べたように、軍隊と官僚である。ところで人民と接觸し、軍隊の俸給等を人民から徵收し、財政を管理するのは官僚である。そこで官僚はとかく腐敗し易く、稅金を横領し、黨派を組んで不正を隱蔽する。政治がうまくゆくかどうかは、官僚に人をうるかどうかに懸っている。そこで雍正帝も

用人の關係は、更に理財の上にあり。[4]

といって、立派な官僚を任用すれば、財政の理まらず、政務の辦ぜざるを患うる必要はないと言いきっている。雍正帝は、こういう考えに立って、天下に君臨した。雍正硃批諭旨の中には、しばしば雍正帝が信賴する臣僚に對して、他の臣僚の人物評論を求めているのは、いかに雍正帝が、醇良な官僚の登用に苦心していたかを物語っている。そこで雍正帝は官僚の人物を調査するために、侍衛を使用した。嘯亭雜錄卷一、察下情に

雍正の初、上、允禩が輩、逆謀を深蓄し、社稷を傾危せんとするにより、故に緹騎邏察の人を設け、四出偵詗せし

む。凡そ閭閻の細故も、上達せざるはなし。……王殿元（雲錦）元旦に於いて、戚友と同に葉子戲をなす。忽ち一葉を失う。次日朝に趨く。上問うに夜間何を以て歡をなすと。王實を以て對う。上笑いて曰く、暗室を欺かず。眞に狀元郎なり。因りて袖中より葉を出して之を示す。卽ち王、夜間に失う所の葉なり。（清朝野史大觀卷一、雍正時邏察之嚴一同）

という、興味深い話を載せている。緹騎邏察の人とは侍衞であることは間違いない。同書には、續いて、次のような記事を載せている。

王制府（士俊）都を出ず。張文和公（廷玉）、一健僕を薦む。供役甚だ謹しむ。後、王、將に陛見せんとす。其の僕、預め辭去せんとす。王何故かを問う。僕曰く。汝數年、大咎無し。吾も亦京に入り聖に面し、以て汝のために先ず地を容れんと。始めて侍衞某なることを知る。上、遣わして以て王の劣蹟を偵するなり。故に人畏懼を懷き、敢て肆意に爲すなきなり。（同前）

また清朝野史大觀卷一、雍正時邏察之嚴二には

〔周人驥〕雍正丁未の進士なり。禮部主事を以て、四川に視學す。三年操守潔く、苟且無し。是れより先、本部堂官、一僕を薦む。甚だ勤敏なり。任滿つるに至り、數〻先に行かんことを請う。公曰く、我卽日京に回り覆命せんとす。若當に隨往すべしと。其人曰く、我も亦京に回り覆命せんと欲するのみ。公驚いて詢う。乃ち曰く、某は實に侍衞某なり。特に來りて公を伺う。公の考試好し。某將に期に先んじて奏聞せんと。公歸る。果して褒旨を蒙る。

のごとく、四川學政周人驥の勤務振りを、侍衞が三年にわたって、監視していた話しを傳えている。このような事例は外にも多く見られる。以上の諸例からも分るごとく、雍正帝は侍衞を諸方に潛入派遣し、官僚の勤務の狀態や日常生活の有樣を、緻密に念入りに監視させていた。これによって、臣僚の勤務狀況は手に取るように、雍正帝に傳えられたので、臣僚は踟躇として侍衞の譏察をおそれ、官紀が肅清された。雍正時代の綱紀の振肅、獨裁權伸張の背景には、侍衞の間諜が

大きな役割を果たしていたのである。

このほか、侍衛はいろいろの方面の譏察に使用された。聖祖實錄卷一六三、康熙三十三年五月丁巳の條に

諭す。內大臣・扈從の衛士、魚貫して行く。民田を踐踏するを得る無かれ。著して侍衛等を派して查嚴せしむ。

とあり、巡幸の際、扈從の衛士が民田を踐踏せしや否やという些細なことまで、侍衛を派して嚴查させている。また世宗實錄卷七九、雍正七年三月戊午の條に

諭す。從前屢〻諭旨を降し、賭博を禁止す。京城內外、稽查甚だ嚴なり。聞くに、游手不法の徒、通州天津に潛往し、公然と禁を犯し聚賭す。其賭具の從りて來る所、有司も亦た究問せず。又京城の如き、宰牛鬬雞及び鶻鶉を畜養する等の事を禁止す。而も無賴の輩は、則ち通州天津地方に於いて、仍お敢て擅に耕牛を宰し、鬬局を私開するも、文武官吏は漫として覺察するなし。……通州に倉傷侍郎衙門あり。又副將の駐劄するあり。均しく當に知州等と一體に管理すべし。稽查違禁等の事、儻し實心に稽查せず、疎縱あるを致さば、朕、侍衛・御史等を差して拏獲し、定めて該侍郎・副將・知州等をもって、分別して嚴に議處を加えん。

とあり、天津通州地方にありては、無賴の徒が賭博を行ない、耕牛を私宰するなど、違禁の行爲が多きに拘わらず、關係官が稽查しないため、雍正帝は侍衛等を遣わし、無賴の徒を拏獲させようとさえしている。

以上、述べたように、天子は侍衛を各方面に派遣して情報を入手し、あるいは官員を監察させたのである。官吏や軍官からも諸種の情報が天子にもたらされることになっていたが、やはり獨裁君主は、自分の親信する侍衛の情報を必要としたのである。

四　侍衛の選出と條件

侍衛は上述のように、天子の股肱として、獨裁權の維持伸張に、重要な役目をもっていたので、その出身・選出の方法

にも特殊な考慮がなされていた。その出自については、大清會典（光緒）卷八二、侍衛處の條に

上三旗滿洲蒙古子弟の能者を選んで侍衛となす。

と見えている。さらにその挾注には、次のように詳說している。

三等侍衛の缺出は、藍翎侍衛・雲騎尉以上の世職親軍校・前鋒校を以て補放す。藍翎侍衛の缺出は、侍衛處筆帖式・恩騎尉・拜唐阿・親軍・前鋒を以て補放す。領侍衛內大臣より揀選引見す。宗室侍衛は領侍衛內大臣より、宗人府を會して揀選引見す。又內外大員の子弟、京官文職、三品以上、武職、二品以上、外官文職、按察使以上、武職、總兵以上、及び辦事大臣兄弟子孫、五年毎に軍機處より名單を開列し、硃筆圈出を奉じたる者、引見して侍衛に挑補す。定額無し。滿洲蒙古、武進士に中りたる者は、武進士とともに引見挑取す。

つまり、侍衛は上三旗・滿洲・蒙古子弟の能力ある者、宗室、內外大員の子弟、武進士に合格した者のうちから選出されたのである。さらに、これをその實例について考察して見よう。

世宗實錄卷四四、雍正四年四月己酉の條に

領侍衛內大臣等に諭す。朕思うに、三旗の記名功臣の子孫を敎育せよ。……若し二十歲以上の曾て讀書せざる者は、護軍に照らして四兩錢糧米石を與え、捕牲執事人の處にありて行走せしめ、幷びに養馬錢を給し、優なる者は卽ち用いて侍衛となすべし。

とあり、三旗記名功臣の子孫の優れた才能を有する者が、侍衛として選ばれている。また同書卷六四、雍正五年十二月甲申の條に

兵部に諭す。前科武進士、大半は皆授けて侍衛となしたり。

とあり、武進士の大半が侍衛を授けられている。また高宗實錄卷一七七、乾隆七年十月壬子の條に

兵部奏す。壬戌科武進士は侍衛に補授せんと。旨を得たるに、一甲一名、賈廷詔は授けて頭等侍衛となせ。二名李世

菘、三名白鍾驤は授けて二等侍衛となせ。二甲周廷鳳等十名は、授けて三等侍衛となせ。三甲張珍等十七名は、授けて藍翎侍衛となせ。

と見え、武進士はその成績の優秀な者が、それぞれの階級の侍衛に選任されたのである。

つぎに東華錄康熙九、康熙八年六月壬申の條を見るに

侍衛蘇爾馬は鰲拜の親姪に係る。

とあり、同書、同年同月乙亥の條には

其（理藩院右侍郎綽克託）子侍衛布額圖は、鰲拜の壻に係る。

あり、康熙時代、滿洲貴戚、鰲拜の女壻や親姪が侍衛を授けられている。また清稗類鈔卷七〇、鄂文端聯句限死字には

鄂文端公爾泰、擧人を以て侍衛に充てらる。

とあり、雍正帝のもっとも信頼した滿洲族出身の鄂爾泰も、最初、侍衛に任んぜられている。清朝の天子が滿洲族である以上、眞に天子の股肱として、最も信頼したものは、滿洲族出身の侍衛であったであろう。

なお、ここで注意すべきは、たとい漢人であっても、天子のもっとも親信する漢人の子弟一族の者が、侍衛に任ぜられていることである。雍正硃批諭旨四二册、雍正八年五月二十二日の條に

臣（李衛）に表姪邵銓あり。現に湖北岳州衛の守備に任ず。侍衛より補放せられたるに係る。

とあり、やはり、雍正帝の三羽烏の一人といわれた李衛の表姪、邵銓も、始め侍衛に任んぜられていた。また雍正硃批諭旨、四五册、雍正三年二月十二日の條に

臣（雲貴總督高其倬）が弟高其傢、武進士より聖恩を蒙り、侍衛を賞授せらる。

とあり、高宗實錄卷六八〇、乾隆二十八年正月庚子の條には

諭して曰く、高其倬の孫、高焜は現に世職に係り、侍衛上にありて行走す。云云。

とあり、高其倬の弟や孫が、侍衛を授けられている。高其倬は、雍正帝の信頼した漢人官僚の一人である。

以上のように、侍衛の選考については、とくに慎重に注意が拂われていたのであるが、さらに侍衛は、滿洲族天子を護衛するのが本來の任務であるから、武藝に秀で、清語を能くすることが必須條件とされた。高宗實錄卷三六七、乾隆十五年六月乙未の條に

諭す。滿洲舊俗、馬步射・清語を以て要となす。從前朕屢〻旨を降して訓飭す。大臣等、自ら宜しく朕が旨に仰遵し、滿洲舊俗をして廢棄せしむる勿かれ。侍衛は更に尋常武員の比すべきに非ず。馬步射は尤も緊要に關す。……此の後、侍衛等の武職を帶領して引見するとき、朕惟だ馬步射及び清語好き者をもって錄用せん。

とあり、同書卷一四三、乾隆六年五月丁亥の條には

諭す。侍衛等は親しく朕が躬に隨い、內廷當差の人に係れば、自ら應に敬んで威儀を慎しみ、清語を勤習し、騎射を演練して、方めて厥の職を忝しむる無しとなす。

と見えている。このように、清語と騎步射が侍衛には必要條件とされたのであるが、それがだんだん、すたれて來たので、再三上諭を發して訓飭したのである。世宗實錄卷六五、雍正六年正月庚辰の條には

値班の侍衛及び守衛の護軍等に諭す。滿洲の舊制、最も清語を學習するを重んず。近ごろ挑選の侍衛・護軍等を見るに、其學習の清語を棄て、反って漢語を以て互相に戲謔す。甚だ合しからざるに屬す。

とあり、また同書卷一七三、乾隆七年八月戊申の條に

諭す。滿洲人等、凡て行走齊集の處に遇わば、俱に宜しく清語すべし。行在の處、清語尤も緊要に屬す。前に經に旨を降して訓諭せり。近日、南苑にある侍衛官員兵丁は、俱に漢話を說う。殊に是に非ざるに屬す。侍衛官員は乃ち兵丁の標準なり。而して伊等が漢話を說わば、兵丁等何を以て法に效わん。嗣後、凡て行走齊集の處に遇わば、大臣侍衛官員より以て兵丁に及ぶまで、俱に著して清語せしめよ。此れをもって通行曉諭して、之を知らしめよ。

とあり、侍衛が清語をすてて漢語を日常使用することを傳えている。また高宗實錄卷八七九、乾隆三十六年二月丁酉の條には

諭す。本日、朕泰山に登る。前引鞏鞳の藍翎侍衛清海は、清語を奏對する能わず。著して藍翎侍衛を革退せしめよ。該管大臣、務めて屬する所の人等をもって、心を用いて教習せよ。倘し仍お清語を諳んぜざる者あらば、該管大臣をもって一併に治罪せん。

と見え、清語を解しない侍衛を革退せしめ、所管大臣に嚴飭して、もし將來かくの如きことがあらば、該大臣をも處罰するぞ、といっている。このように、侍衛が清語を解しないことを、嚴飭しただけでなく、侍衛が天子の前で漢語を話すことも禁ぜられていたのである。高宗實錄卷三六六、乾隆十五年五月壬午の條に

諭す。今日、過橋の後、侍衛等の漢語を聞けり。夫れ侍衛は御前にありて差に當る。理として合に技藝に熟練し、清語を勤習すべし。從前の氣習流壞す。朕曾て屢〻訓旨を頒てり。今より之を觀るに、但だに改易する能わざるのみならず、反って謔浪を加え、刻薄の言語を編造す。豈侍衛等宜しき所ならんや。此の次は、朕恩を施して寛免す。嗣後、如し仍お、此等の惡習あらば、重責して貸さず。此れをもって侍衛等に通諭せよ。……侍衛をして朕が前にありて漢語せしむるは、甚だ是に非ざるに屬す。

と見えている。清朝天子は、早くより漢語を理解し、習熟していたから、侍衛がいかなる漢語を話しても、それをすぐ諒解することができたであろう。身に危險を感ずる恐れがあるからという理由で、漢語を禁止したものではあるまい。清朝はあくまでも滿洲民族であり、征服王朝である。滿洲民族としての體面から、さらには滿洲の國粹保存の立場から、侍衛には漢語を禁じ、清語の使用を強制したものと思われるのである。

なお侍衛の武藝に對しても、天子はとくに關心を寄せ、彼等の武藝を閲覽してこれを奬勵している。東華續錄、咸豐五六、咸豐九年四月丙寅の條に

上、含輝樓に御し、侍衛の騎射を閲す。

とあり、東華續錄、同治九九、同治十三年二月甲午の條にも

上、再び紫光閣に御し、侍衛等の騎射を閲す。

と見えている。侍衛をして常に軍事訓練を施させたことについては、清稗類鈔卷二二、八旗侍衛教場の條に詳說されている。

五　侍衛の地位

高宗實錄卷一二二七、乾隆五十年三月乙亥の條に

諭す。向來滿洲世僕等、侍衛、拜唐阿は近御差使たるを以て、視て最榮となす。侍衛・拜唐阿を挑選するの時に於いては、則わち甚だ欣願す。

とあり、侍衛は拜唐阿とともに、天子に側近する職官の故に、最も榮譽ある地位とされた。また清朝野史大觀卷三、服制の條には

清朝の侍衛は皆冠上に於いて、孔雀翎を帶す。目暈の多寡を以て品の等級となす。武臣の提督及び總兵官も亦た賜う者あり。後、文臣の督・撫も亦た或いは賜を蒙る。之を得る者、以て榮となす。

とあり、侍衛は冠の上に、孔雀翎をつけることを許されていたが、武臣の提督・總兵官や、文官の總督・巡撫も後には、之を賜わるようになり、これを甚だ榮譽としたという。これを以て見ても、當時、侍衛が社會的に榮譽ある地位としていかに尊ばれていたかが想像される。

侍衛は社會的に尊崇されたばかりでなく、經濟的にもまた優遇されていた。高宗實錄卷九九、乾隆四年八月癸卯の條に

諭す。御前侍衛・乾清門侍衛・批本の人員は、俱に毎日內廷にありて行走當差す。著して戶部庫內の飯銀をもって、

毎年一萬兩を賞給せしめよ。

とあり、侍衛は俸餉のほか、特に毎年飯銀を賞給されていた。また同書卷一三三、乾隆五年十二月丁巳の條には

諭して曰く、內廷の侍衛等、守衛扈從す。差務較ゝ繁なり。前に世宗憲皇帝の特恩を蒙り、毎旗各ゝ馬錢一百分を賞給せり。朕卽位以來、部員には則わち俸祿を加增し、旗員には則わち養廉銀兩・隨甲錢糧を賞給せり。侍衛等に至っては、若し家計維れ艱すれば、當差未だ拮据するを免れず。著して恩を加えて、一概に馬錢を賞給せよ。

とあり、侍衛には馬錢が特別に支給されていた。また同書卷一四二、乾隆六年五月丙子の條に、木蘭巡幸について述べているが、その中に

扈從の侍衛章京等、應に分別賞賜を行うべし。乾清門侍衛・大門侍衛・拜唐阿・鑾儀衛章京・奏事批本人員・營總・護軍參領・包衣護軍參領は、各ゝ銀三十兩を賞す。

とあり、侍衛等にはそれぞれ賞銀三十兩が支給されている。同書にはさらにこれに續いて

員を派して步箭を射するを閱せしめ、其侍衛章京の五箭に中つる者には、銀十兩を賞し、四箭に中つる者には七兩、三箭に中つる者には五兩。

とあり、木蘭では侍衛らに步射を行わせ、その成績によって、賞銀を支給している。また同書卷三八二、乾隆十六年二月乙亥の條には、乾隆帝の南巡の際の賞銀について

隨從の頭品以下、三品以上の文武大臣等には、半年の俸銀を賞し、四品堂官・侍衛・鑾儀衛・章京等には銀四十兩を賞す。

とあり、侍衛には四十兩という相當多額の賞銀を支給している。かように、侍衛は天子に側近し、これを護衛するために、都においては、飯銀・馬錢が支給され、天子が巡幸すれば、その度に多額の賞銀を賜わったのである。侍衛が天子の間諜として地方に派遣され、任務を果たして都に歸った時などにも、恐らく天子から手厚い賞銀が與えられたことであろ

う。

なお賜與に關して注意すべきは、左の記載である。

定例、坤寧宮祭神の胙肉は、皆侍衞に賜いて分食せしめ、以て朝餐に代らしむ。蓋し古の散福の意なり。（嘯亭續錄卷三、貴臣之訓）

つまり、坤寧宮すなわち皇后の宮殿で神を祭る際に供えた胙肉を、みな侍衞に分與するということは、侍衞に天子の擬制的・家族的な意識を與え、天子の恩惠を深く感じさせようとするものであろう。

かように、侍衞は天子からいろいろと優遇されていたのであるが、官職の上でも、特別な配慮がなされていたらしい。雍正帝にもっとも信頼され、後には大學士に陞った鄂爾泰が侍衞出身であったことは先にふれた。なお東華錄康熙九、康熙八年八月甲申の條には

是れより先、吏部侍郎索額圖、侍郎の任を解かんことを請い、侍衞となりて效力せんことを願う。上、之を允し、一等侍衞を授く。是に至りて、索額圖に命じ、內國史院大學士となす。

とあり、侍衞索額圖が後に內國史院大學士に陞されたことを傳えている。以上は一二の例を示したのにすぎぬが、侍衞から高官に陞った例も多く見出される。侍衞は天子のもっとも信頼する臣僚であるから、これから多くの高官が輩出しても、別に不思議はないであろう。

とにかく、こうして、侍衞となっているうちに、天子は彼等に特別な恩惠を施し、天子との間に、主從の親近感を感得させる。然る後、一定の任期が終ると、文官、武官として外部に出てゆかせるしくみになっていた。こういう文武官を諸方に配置して他の文武官を監視させるというのが、侍衞設置の一つのねらいではなかったかと思われる。ともかく、清朝の天子は、侍衞および侍衞出身の文武官によって、あらゆる情報を入手し、獨裁權の伸張に資したのである。

六　侍衛の崩壞

高宗實錄卷六九七、乾隆二十八年十月壬寅の條に

諭す。禮義廉恥は官に居る者の立身の要なり。妄に驕縱を行うべからずと雖も、亦た應に自ら過卑に處りて以て悅を上司に取るの計をなすべからず。侍衛及び滿漢部屬の如き、堂官と接見して事を回すに、俱に一定の體制あり。遵行已に久しく、人の共に知る所なり。近ごろ聞くに、侍衛・部院司官內に、該堂官を見るに、輒ち一膝を屈するを行う者あり。或いは更に懇求の事及び本身稍〻愆尤を負うにより、卽ち、免冠叩首する者あり。途次相過うに至っては、彼此乘馬、屬官竟に下馬を行う者あり。定例に於いて甚だ錯謬となす。

とあり、乾隆の中頃になると、侍衛の中には、懇求のこと、あるいは本人の過失罪咎のために、おいめを感じ、堂官に接見するに、免冠叩首する等、はなはだ卑屈な態度をとる者があらわれている。この頃になると、すでに侍衛の綱紀が弛緩して、社會からも輕視されるような風潮が出て來たらしい。同書卷一二二七、乾隆五十年三月乙亥の條には、侍衛・拜唐阿の挑取について、從來は、侍衛・拜唐阿にえらばれることを最も光榮としたといい、それに續いて、次のように述べている。

近來、在京文武大臣及び外任大臣の官員子弟、多く館にありて行走するあり。否らざれば則ち捐納して、文職を圖り、且つ伊が父兄の任所に跟隨して安逸ならんことを冀う。侍衛・拜唐阿に挑取せらるるを願わざる者甚だ多し。是を以て侍衛・拜唐阿を挑取する時、人を得る能わず。成丁に至るに及んで、尙お差に當らず。在任日久しく、並びに清語・騎射技藝を學ばず。滿洲の舊俗を廢棄するに至れり。

つまり、乾隆の末年に至ると、滿洲官員の子弟が清語・騎射を學び、侍衛になることをきらい、天子の圖書館に勤務し、あるいは捐納して、文官になることを希望する者が多くなった。これがために、侍衛には往昔のように、適任者をうるこ

とができなくなったのである。このことは、清朝の天子にとっては、由々しき重大問題である。これより侍衛の質が低下し、官員を譏察すべき地位にある侍衛が、官員と結託して汚職をも起こすようになった。同書巻一〇六八、乾隆四十三年九月丙午の條に

侍衛綽克託に至っては、解玉の員に係る。高樸、既に其に託して物件を攜帶す。自ら亦た一氣を通同するの人に係る。

と見える。高樸は滿洲出身の大學士高斌の孫、慧賢皇貴妃の姪である。正白旗滿洲副都統、兼署禮部侍郎となり、葉爾羌に駐していた時、多量の玉石を回民に割りつけて私採し、これを蘇州等に運び、商人と結託して、莫大な利益を計ろうとした。回民の控告により、この大疑獄事件は發覺し、高樸は革職され嚴罰に處せられた。[15] 侍衛綽克託はこの高樸と通同して、彼のため玉石を內地に運ぶ役を引請けた。玉石を私運することは禁止されているから、內地への途上における稅關で、ひっかかる危險がある。そこで高樸は、侍衛を仲間に引き入れ、その權勢を利用して、稅關その他における檢閲を免れようと計ったものらしい。

乾隆時代に入ると、侍衛の不祥事件がめだって多くなる。同書巻一三八九、乾隆五十六年十月辛未の條に

各巴圖魯・侍衛・章京等、各省を經過するに、沿途俱に需索の事あり。而して承辦の各員、其擾累を畏れ、亦た遂に相爭いて餽送應酬すれば、則ち辦差の家人・長隨等も、必ず詞を藉りて影射し、任意開銷し、藉りて囊橐を肥やすに至る。

とあり、侍衛等が各省で需索を行った結果、その影響がさらに大きくなったことを述べている。さらに同書巻四〇九、乾隆十七年二月甲寅の條に

諭す。兵部奏すらく、例に違い、私に民人の地畝を典與するを行いたる坐臺の侍衛佛保をもって革職留任せん。軍營に前往して効力せしむべきや否や等の語あり。佛保は乃ち有罪の人なり。尋常に軍營に派往する者の比すべきに非

ず。當に期滿つるを俟ち、多く軍營に留むること數年、効力贖罪せしむべし。

とあり、侍衞が例に違い、民人の土地を典與するなど、乾隆時代には、侍衞の不祥事件が續出している。

かように、乾隆時代になると、侍衞の綱紀がゆるんできた。乾隆時代は、外國から多量の銀が流入し、經濟界は未曾有の好景氣に惠まれ、財政も豐富であった。そのために平和が打ち續き、文化も隆盛の絶頂にあり、清朝の黄金時代といわれる。しかし仔細に觀察してみると、侍衞の綱紀弛緩からも見られるように、獨裁權にも、すでにひびが入りつつあった。侍衞崩壞の兆しは、端的にこれを物語っている。雍正時代に伸張の絶頂に達した獨裁權は、乾隆の中頃から次第に下り坂に向うのである。清朝における君主獨裁權の發展は、侍衞の發展と深い關係があったようである。

註

① 服部宇之吉「歴史上より觀たる宦官」（「支那研究」所收）

② 雍正硃批諭旨一六冊武格の條によれば、武格は雍正七年四月にはすでに、西安巡撫になっている。その後、官職がどこまで進んだかは分らない。その前任は、曾て侍衞であったことは注意すべきことである。

③ 拜唐阿 Baitangga 滿和辭典によれば、「公事に與りたる品級なき小役人」といい、大漢和字典には「清代、皇帝行幸のとき、順路を檢分し、先驅をなす者」と說明している。拜唐阿の職勢については、もう少し檢討する餘地があるが、侍衞などともに天子に接近する機會の多いもので、ここから天子の間諜として使われることもあったようである。

④ 世宗實錄卷四五、雍正四年六月己丑。
諭諸王大臣等。從古帝王之治天下。皆言理財用人。朕思用人之關係。更在理財之上。果任用得人。又何患財之不理。事之不辦乎。

⑤ 清史列傳卷一六、高樸

（昭和四十三年八月二十一日稿了。本稿は文部省科學研究費「明代兵制の研究」研究途上の一副產物である。）